

## 公立陶生病院喫茶店出店者募集のお知らせ

公立陶生病院の喫茶店の出店者募集について、次のとおり公募型プロポーザルを実施します。

平成23年 4月12日

公立陶生病院組合  
管理者 瀬戸市長 増岡錦也

### 1 公募型プロポーザルに付する事項

- (1) 募集内容 公立陶生病院喫茶店出店者
- (2) 出店場所 公立陶生病院 外来棟1F 待合いロビー
- (3) 契約期間 平成23年9月1日から平成28年3月31日
- (4) 募集概要 喫茶の運営者は、当院が指定する病院建物の一部を有償で借り受け、当院と協議のうえ運営に必要な設備整備等を行い、患者及び職員のための喫茶運営の全般を実施するもの。

### 2 公募型プロポーザルに参加する者に必要な資格に関する事項

#### (1) 基本事項

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ② 公告の日から業者選定後の入札の日までの間において、公立陶生病院組合から指名停止措置を受けていない者であること。
- ③ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立がなされている者にあつては、同法に基づく更生手続開始の決定を受けていること。
- ④ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき民事再生手続開始の申立がなされている者にあつては、同法に基づく再生手続開始の決定を受けていること。

#### (2) 同種業務の実績

200床以上の病院において3年間以上喫茶店経営の実績がある者、又はその者の指導下でフランチャイズ経営を行う者。ただし、フランチャイズ経営を行うものについては、3年間以上喫茶店経営の実績がある者。

#### (3) その他

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又はその利益となる活動を行う者ではないこと。

### 3 公募型プロポーザル参加資格の確認等

公募型プロポーザル参加を希望する者は、別に配布する公募型プロポーザル参加資格確認申請書及び関係資料（以下「資格確認申請書」という。）を次のとおり持参により提出し、公募型プロポーザル参加資格の確認を受けなければならない。

なお、公募型プロポーザル参加資格の適否については、平成23年4月26日（火）に資格確認申請者に対し、公募型プロポーザル参加資格確認結果通知書（以下「確認通知書」という。）により通知するものとする。

- (1) 資格確認申請書の配布期間  
平成23年4月12日（火）から平成23年4月18日（月）まで  
（土曜日、日曜日、及び祝日を除く）
- (2) 資格確認申請書の提出期間  
平成23年4月13日（水）から平成23年4月18日（月）まで  
（土曜日、日曜日、及び祝日を除く）
- (3) 時間  
午前9時から午後5時まで（正午から1時までを除く）
- (4) 提出部数  
1部
- (5) 提出場所  
公立陶生病院 会計課
- (6) その他  
(ア) 書類提出に係る費用は、提出者の負担とする。  
(イ) 提出された書類は、返却しない。

### 4 企画提案書の提出方法等について

公募型プロポーザル参加を希望する者は、別に配布する公立陶生病院喫茶店出店者募集要項（以下「募集要項」という。）の交付を受け、企画提案書を次のとおり持参により提出しなければならない。

- (1) 募集要項の配布期間  
平成23年4月12日（火）から平成23年4月18日（月）まで  
（土曜日、日曜日、及び祝日を除く）
- (2) 配布時間  
午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く）
- (3) 配布場所  
公立陶生病院 会計課
- (4) 企画提案書の提出期間

平成23年4月27日（水）から平成23年5月13日（金）  
（土曜日、日曜日、及び祝日を除く）

（5）提出時間

午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く）

（6）提出部数

正本1部 副本5部

（7）提出場所

公立陶生病院 会計課

（8）その他

（ア）書類提出に係る費用は、提出者の負担とする。

（イ）提出された書類は、返却しない。

5 公募型プロポーザル実施・業者選定に係る条件

（1）資格確認の結果、公募型プロポーザル参加資格を有する者が1社である場合又は公募型プロポーザルに参加する者が1社である場合においても、原則として公募型プロポーザルを執行するものとする。

（2）公募型プロポーザルを実施した結果、業務を委託するに相応しい者がいないと認められた場合、参加した全社が不選定となる場合もある。

6 その他

（1）この公告に記載していない事項については、地方自治法、同法施行令、当組合契約規則等の定めによる。

（2）資格確認申請書等に虚偽の記載をした場合においては、公立陶生病院指名停止要領に基づき、指名停止を行うことがある。

7 問い合わせ先

公立陶生病院 総合企画室

瀬戸市西追分町160番地 電話 0561-82-1656（ダイヤルイン）

## 公立陶生病院喫茶店出店者募集要項

### 1. 趣旨

患者を始めとする公立陶生病院の全ての利用者のサービスの向上を図るため、喫茶店の出店を希望する事業者を募集する。

出店者の選定に当たっては、高いレベルのサービスを提供できる事業者が求められるため、公募型プロポーザルを実施し、最も優れた提案を行った事業者と契約することとする。

### 2. 募集内容

#### (1) 出店場所

瀬戸市西追分町160番地 外来棟1F待合いロビーの一部

#### (2) 出店場所の面積

カウンター形式店舗（16.5㎡程度）のみとする。また、喫茶店顧客専用としないことを前提に待合い部分への椅子等の備品の設置は可能とする。

バックヤードの大きさ、設備等は相談に応じる。ただし、面積に応じて賃貸料が発生する。

#### (3) 出店場所の図面

別添のとおり

#### (4) 契約期間

平成23年9月1日から平成28年3月31日まで

※1 出店者選定後から契約日前日までを出店準備期間とする。

※2 契約の自動更新はないが、所定の手続きを経て再契約することはあり得る。

#### (5) 出店期日

平成23年9月1日開店（前倒しは相談に応じる）

#### (6) 営業の内容

##### ① 営業日

年末年始（12月29日から1月3日）を除く日とする。（病院の事情及びやむを得ぬ場合に休業日を設けることもあり得る。）

##### ② 営業時間

午前8時～午後8時（病院の事情及びやむを得ぬ場合に営業時間を変更することもあり得る。）

##### ③ 営業方法

カウンター形式の店舗による喫茶、軽食の提供。（コンロ等による調理を必要とするものの提供は不可とする。）

##### ④ 販売価格

適切な価格で提供するよう努めること。

##### ⑤ 清掃等の実施区分

ア 出店場所（待合い席部分を含む。）の清掃については、出店者が実施

すること。

イ 出店場所には分別回収用のごみ箱を設置し、出店者の負担において回収及び処分を実施すること。

ウ 店舗及びバックヤードの防犯対策は出店者が実施すること。

⑥ その他留意事項

ア 「営業日」「営業時間」「メニュー」「営業方法」等への改善要望について速やかに対応すること。

イ 院内・店内等の整理整頓を心がけ、周囲の清潔の保持に努めること。

ウ 食品衛生法その他関連法令を遵守し、食中毒の防止に万全を期すること。

エ 顧客の動線は、車椅子利用者等に十分配慮すること。

オ 契約期間が満了したときは、出店者の負担において当院が指定する期日までに、出店場所を原状に回復すること。ただし、当院が特に承認した場合はこの限りではない。

カ 賃貸した部分を当院が使用する必要が生じた場合、賃貸借契約の取消又は変更をすることがある。

3. 応募者の資格条件

次に掲げる条件を全て満たしている者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 公告の日から業者選定後の入札の日までの間において、公立陶生病院組合から指名停止措置を受けていない者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立がなされている者にあつては、同法に基づく更生手続開始の決定を受けていること。
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき民事再生手続開始の申立がなされている者にあつては、同法に基づく再生手続開始の決定を受けていること。
- (5) 200床以上の病院において3年間以上喫茶店経営の実績がある者、又はその者の指導下でフランチャイズ経営を行う者。ただし、フランチャイズ経営を行う者については、3年間以上喫茶店経営の実績がある者とし、同一のフランチャイズによる複数の参加は認めない。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又はその利益となる活動を行う者ではないこと。

4. 事業者の選定等（評価方式）

公募型プロポーザル方式により選定する。

- (1) 喫茶店出店者は、「評価委員会」の評価に基づき、公立陶生病院組合管理者が決定する。

- (2) 評価方法は、書類審査とヒアリング審査（選定基準に関する提案内容）とする。なお、書類審査により、全ての応募者がヒアリング審査を受けるとは限らない。
- (3) 応募者の中から最も評価の高い者を選定する。
- (4) 評価結果は、応募者全てに通知する。なお、選考結果等についての不服及び異議申し立ては認めない。
- (5) 情報公開の公開場所は事務局会計課内とし、公開する内容は応募者名及び最終審査結果とする。
- (6) 評価の結果、適切な候補事業者がない時は、候補事業者なしとした上で再募集する場合がある。

5. 出店者の選考スケジュールと提案事項

(1) 選考までのスケジュール

募集要項の配布	平成 23 年 4 月 12 日（火）～4 月 18 日（月）
参加資格確認申請期限	平成 23 年 4 月 18 日（月）
質問書提出期限	平成 23 年 5 月 2 日（月）
質問書回答	平成 23 年 5 月 10 日（火）
企画提案書提出期限	平成 23 年 5 月 13 日（金）
提案内容のヒアリング	平成 23 年 5 月 18 日（水）
出店者の決定	平成 23 年 5 月 31 日（火）

(2) 提出書類及び提案項目

次の項目について提案すること。提出された書類に基づき、書類審査及びヒアリング審査を実施する。

No	提出書類名	内 容	書 式
1	企画提案書（表紙）		様式第 2 号
2	会社（業務）概要	①名称・代表者名 他 ②業務内容 ③喫茶店経営についての受託実績	様式第 3 号
3	親企業（業務）概要 ※フランチャイズによる出店の場合のみ提出	①名称・代表者名 他 ②業務内容 ③喫茶店経営についての受託実績 ④サポート体制	様式第 4 号
4	直近 2 年の決算書		
5	喫茶店運営に関する具体的提案	①運営方針 ・病院内での喫茶店運営に当たっての基本的な考え方。 ・店舗レイアウトの考え方。 ②衛生管理体制 ・安全衛生に対する考え方、衛生管理体制	様式第 5 号

		③メニュー及び価格 ・メニュー及び価格について具体的に提案 ④独自の提案事項等 ・病院内での運営に当たっての独自の具体的な提案事項等 ・職員に向けた付加サービス等の具体的な提案	
6	店舗のイメージスケッチ	A4 版用紙片面に設置する店舗のイメージスケッチを記載	
7	加算賃貸料見積書	売り上げに対する一定割合とする。	様式第 6 号

(3) 記入要領及び留意事項

- ① 提出書類は、原則 A4 版・縦型・横書・左綴じで、記載文字は 10 ポイント以上とし、目次、頁番号をつけること。なお、表などについては、A4 版・横型でも構わない。
- ② 3 についてはフランチャイズによる出店の場合のみ提出すること。
- ③ 5 については上記①の形式で A4 版 5 枚（片面）以内にまとめること。
- ④ 7 の見積内容は審査の対象となるため、十分に検討のうえ提出すること。

(4) 提出部数 正本 1 部 副本 5 部（副本には 1、4 は不要） 合計 6 部

6. ヒアリング審査

書類審査で選考された応募者に対し、企画提案に対するプレゼンテーション及びヒアリングを実施する。

- (1) 日 時 平成 23 年 5 月 18 日（水）（予定）
- (2) 場 所 公立陶生病院 南棟 5 階 第 2 会議室
- (3) 内 容 提出された企画提案書等のヒアリング
- (4) 時 間 1 社 20 分程度（入替・準備の時間を除く）
- (5) 出席者 3 名以内とする。
- (6) 準備物 プロジェクター、パソコン及びスクリーン等を使用する場合は、下記 11 の問い合わせ先へ連絡の上各自で準備すること。
- (7) 順 番 企画提案書の提出順とし、選考された応募者に対して開始時刻を文書で通知する。書類審査で選考されなかった応募者には不採用を文書で通知する。
- (8) その他 ヒアリング審査時に実地審査（試食等）を行うことがある。

7. 契約について

審査において選定された事業者と賃貸借契約を締結する。

8. 企画提案書の提出方法等

- (1) 企画提案書の提出期日  
平成 23 年 5 月 13 日（金）

- (2) 提出時間  
午前 9 時から午後 5 時まで（正午から午後 1 時までを除く）
- (3) 提出場所、提出方法  
公立陶生病院 事務局 会計課へ持参とする。
- (4) 応募辞退の場合  
企画提案書提出後の辞退の場合は、辞退届（様式自由）を上記（3）に提出すること。

## 9. 費用負担

- (1) 出店者が負担する費用等
  - ① 基本賃貸料  
1 m<sup>2</sup>当たり 2,500 円（カウンター設置部及びバックヤード指定場所）
  - ② 加算賃貸料  
売上に対する一定割合とし、提案事項とする。
  - ③ 光熱水費
  - ④ 電話設置費及び電話料
  - ⑤ 営業により生ずる廃棄物の処分費
  - ⑥ 出店場所及び利用に伴い生ずる清掃業務費
  - ⑦ 保証金 500,000 円
  - ⑧ その他出店者が負担することが相当と考えられる費用等
- (2) 病院が負担する費用等
  - ① 一次側工事費  
※ 別紙 公立陶生病院コーヒーショップ出店に伴う工事区分及び、  
資産区分表 参照
  - ② その他「出店者が負担することが相当と考えられる費用等」以外の費用等

## 10. 応募に関する留意事項

- (1) 応募書類の取扱い  
提出された応募書類は、返却しない。
- (2) 費用負担  
応募に要する一切の費用は、応募者が負担する。
- (3) 質疑応答  
募集要項に関する質問は、別紙様式第 1 号により下記 1 2 の問い合わせ先に電子メールもしくは F A X で平成 23 年 5 月 2 日（月）の午後 5 時までに送信すること。質問への回答は平成 23 年 5 月 10 日（火）の午後 5 時までに公立陶生病院のホームページに掲載する。
- (4) 書類の追加提出等  
当院が必要と認めた場合は、追加書類の提出を求めることがある。  
また、企画提案書に疑義がある場合は、応募者へ文書等で照会する。



(5) 応募者の失格要件

次のいずれかに該当する場合は、原則として当該応募者は失格とする。

- ① 提出期限を過ぎてから企画提案書の提出があった場合
- ② 企画提案書に虚偽の記載があった場合
- ③ ヒアリング審査に遅刻又は欠席した場合
- ④ 本募集要項に違反すると認められる場合

1 1. 審査基準

評価項目	評価の視点
①業務実績	病院内での喫茶店運営実績は十分かつ良好か
②財務基盤	財務状況は良好か
③運営方針	病院内での喫茶店運営に対する熱意、明確な運営方針があるか
④衛生管理体制	安全・安心な喫茶の提供が可能な衛生管理体制か
⑤メニュー及び価格	メニュー及び価格の内容は適当か
⑥独自の提案事項	病院内での運営にあたっての独自性
⑦加算賃貸料見積	運営内容・体制に対して加算賃貸料は適正か

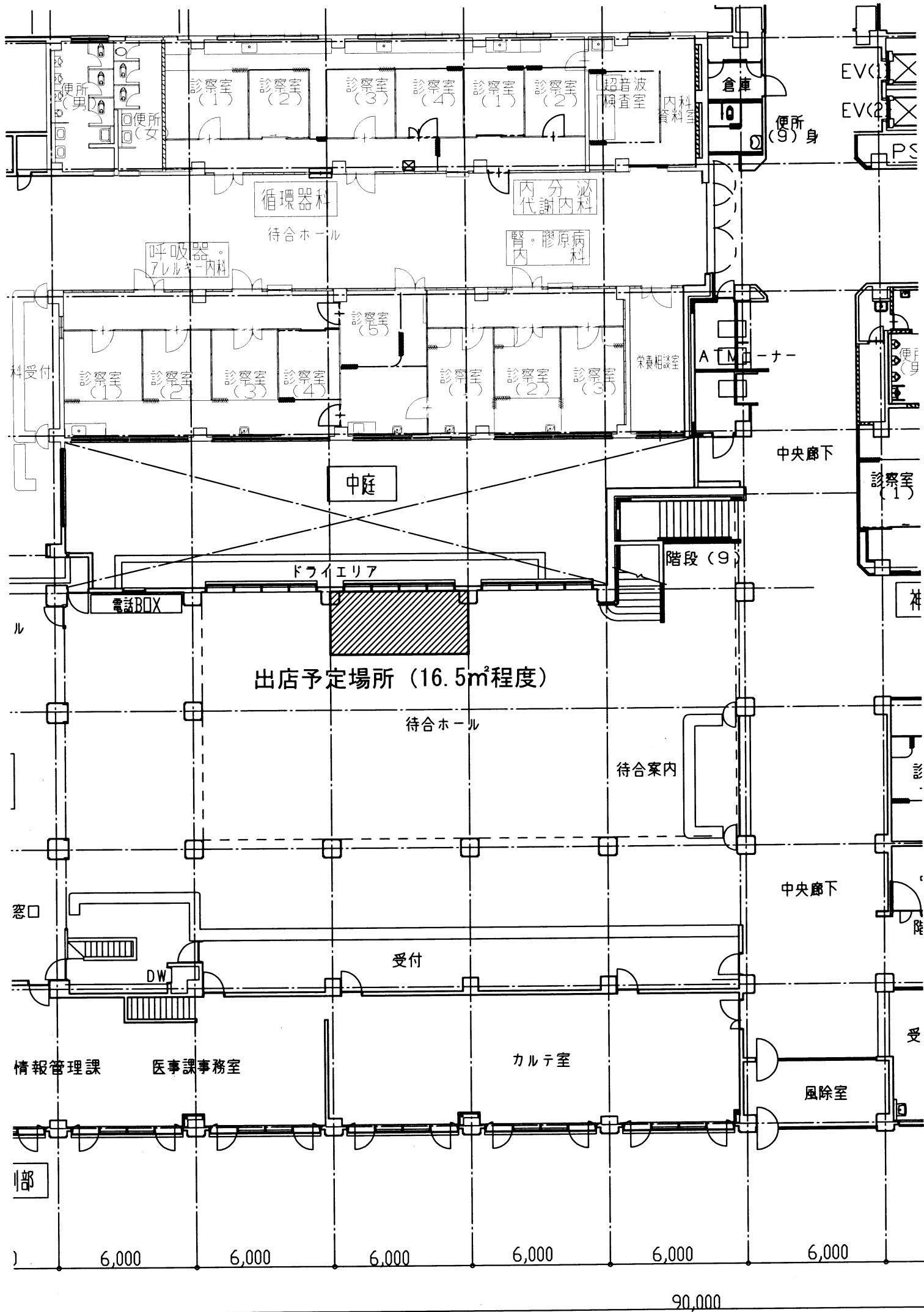
1 2. 問い合わせ先

公立陶生病院 総合企画室 担当：酒井、平塚

電話：(0561)82-1656（直通） F A X：(0561)82-9139

e-mail：kikaku@tosei.or.jp

以上



公立陶生病院 コーヒーショップ出店に伴う工事区分及び、資産区分表

甲(A)工事 = 病院側資産 / 乙(B)工事 = 病院側資産 (テナント仕様決定後変更の可能性有り) / 丙(C)工事 = テナント側資産

工種	工事項目	現況	当院負担工事	出店者工事	備考
		甲(A)工事	乙(B)工事	丙(C)工事	
申請	建築確認申請 (用途変更)	-	該当なし	該当なし	必要要件外
	完了検査申請 (用途変更)	-	該当なし	該当なし	必要要件外
	電力申請	-	該当なし	該当なし	必要要件外
	保安規定の変更申請	-	該当なし	該当なし	必要要件外
	水道局への申請	-	該当なし	該当なし	必要要件外
	消防署への事前協議・届出	-	書類作成・申請 (乙工事分)	書類作成・申請 (丙工事分)	
	保健所等への事前協議・届出	-	該当なし	書類作成・申請	
建築	解体	現況のまま	該当なし	該当なし	
	天井	現況のまま	設備工事に伴う撤去、復旧	甲・乙工事以降の全工事	
	床 (客席部分)	現況のまま	該当なし	甲・乙工事以降の全工事	
	床 (厨房部分)	現況のまま	該当なし	甲・乙工事以降の全工事	防水が必要な場合/丙工事: 防水下地、シート防水、シンダーコンクリート打設
	壁・柱	現況のまま	該当なし	甲・乙工事以降の全工事	
	フロントサッシ・シャッター	現況のまま	該当なし	甲・乙工事以降の全工事	
	カーテンウォール部	現況のまま	ガラス→アルミパネルはめ替え、穴明開口	該当なし	
電気	メーター (WHM)	現況のまま	想定容量の電灯動力用WHM設置	甲・乙工事以降の全工事	
	分電盤	現況のまま	想定容量の電灯用・動力用開閉器設置	甲・乙工事以降の全工事	丙工事: 分電盤の設置
	電灯・コンセント設備	現況のまま	区画内への幹線引込み及び開閉器への接続	甲・乙工事以降の全工事	1φ100V/200V 厨房15kW、照明他60VA/m <sup>2</sup> 、コンセント4kW
	動力設備	現況のまま	区画内への幹線引込み及び開閉器への接続	甲・乙工事以降の全工事	3φ200V 厨房14kW、空調機容量
	給排水	給水設備	現況のまま	区画内への給水配管立上げメーターの設置、バルブ止め	甲・乙工事以降の全工事
排水設備 (雑排水)		現況のまま	区画内への排水配管突出しプラグ止め	甲・乙工事以降の全工事	排水管100A 丙工事: 区画内グリストラップ40L (ツグ-CONと同時期に施工)
排水設備 (汚水)		現況のまま	該当なし	該当なし	トイレは店舗区画内に設置無し
衛生器具		現況のまま	該当なし	甲・乙工事以降の全工事	丙工事: 厨房内器具、水栓
ガス設備		現況のまま	該当なし	該当なし	火気使用無し
空調換気	冷暖房設備	現況のまま	室外機設置スペース、冷媒ドレン管ルートの確保	甲・乙工事以降の全工事	基準容量400W/m <sup>2</sup> 丙工事: 空調設備全工事/室外機は中庭に設置
	換気設備	現況のまま	排気ファン設置スペース、排気ダクトルートの確保	甲・乙工事以降の全工事	丙工事: 換気設備全工事/換気ファンは3F屋上へ、ダクトは中庭屋外露出にて想定
防災	スプリンクラー	現況のまま	区画内へのSP配管引込み、バルブ止め	甲・乙工事以降の全工事	消防法、建築基準法に準拠 (店舗内装への固定となる)
	感知器・非常灯	現況のまま	区画内への配線引込み	甲・乙工事以降の全工事	消防法、建築基準法に準拠 (店舗内装への固定となる)
	消火器	現況のまま	該当なし	該当なし	消防法、建築基準法に準拠
	ダクト消火	現況のまま	該当なし	該当なし	火気使用無し
	防火区画 (SS・SD)	現況のまま	該当なし	該当なし	消防法、建築基準法に準拠
弱電	電話設備	現況のまま	区画内への配線ルートの確保	電話線配線及び、NTTへの申込み	
	BGM・有線放送	現況のまま	該当なし	該当なし	病院内共用部のため対応不可
その他	家具 (イス・テーブル)	該当なし	該当なし	甲・乙工事以降の全工事	
	店舗内絵・グラフィック	該当なし	該当なし	甲・乙工事以降の全工事	
	厨房機器	該当なし	該当なし	甲・乙工事以降の全工事	
	サイン	該当なし	該当なし	甲・乙工事以降の全工事	共用部へのサインが必要な場合は、丙工事
	照明器具	該当なし	該当なし	甲・乙工事以降の全工事	
	POSシステム	該当なし	該当なし	甲・乙工事以降の全工事	
	OA機器	該当なし	該当なし	甲・乙工事以降の全工事	